

## 相模原市議会政務調査費の交付に関する条例取扱要領

(趣旨)

第1条 相模原市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年相模原市条例第1号。以下「条例」という。）及び相模原市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年相模原市議会告示第1号。以下「規程」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(会派の定義)

第2条 条例第2条に規定する会派とは、議会運営における会派及び所属議員1人の会派をいうものとする。

(会派に対する政務調査費)

第3条 条例第3条に規定する会派に対する政務調査費は、これを所属する議員個人に分配してはならない。

(議長への届出)

第4条 会派及び会派に所属しない議員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ議長に対し当該各号に定める届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届の提出ができないものについては、事後において速やかに提出するものとする。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 行政視察をする場合   | 行政視察届（第1号様式）   |
| (2) 調査委託をする場合   | 調査委託届（第2号様式）   |
| (3) 事務職員を雇用する場合 | 事務職員雇用届（第3号様式） |
| (4) 備品を購入する場合   | 備品購入届（第4号様式）   |
| (5) 事務所を設置する場合  | 事務所設置届（第5号様式）  |

2 前項に規定する備品とは、比較的長期間にわたってその性質又は形状を変えることなく使用に耐える物で、取得価額が5万円以上の物をいう。

3 備品の耐用年数は、原則として4年とする。

(研究研修・調査報告書)

第5条 会派及び会派に所属しない議員は、研究研修又は調査を行った場合は、研究研修・調査報告書（第6号様式）を作成するものとする。

(会計帳簿等の整理)

第6条 会派及び会派に所属しない議員は、会計帳簿を調製するに当たり、収入については収入書（第7号様式）を、支出については支出書（第8号様式）を作成

するものとする。

- 2 前項に規定する支出書には領収書を添付するものとする。ただし、領収書を添付できない場合には、支払証明書（第9号様式）をもってこれに代えることができる。

（事業報告書）

第7条 規程第9条に規定する事業報告書には、事業の概要、参加人数及び成果を記載しなければならない。

（議長による調査への協力）

第8条 条例第9条の規定により議長が調査をする場合には、会派及び会派に所属しない議員は、これに誠実に協力しなければならない。

（会派が解散した場合等の文書の保存）

第9条 政務調査費の交付を受けた会派が解散した場合、規程第10条に規定する書類は、当該会派の代表者だった者がこれを保存するものとする。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派に所属しない議員が会派に所属する議員となった場合は、規程第10条に規定する書類は、当該会派に所属しない議員であった者がこれを保存するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。